



平成29年度福井労働局 個別労働関係紛争解決制度の運用状況

——「いじめ・嫌がらせ」の相談が5年連続最多件数——

福井労働局（局長：嶋田悦郎）は、平成29年度（平成29年4月から平成30年3月）に福井県内5か所^{（*1）}に設置している総合労働相談コーナー等で受け付けた総合労働相談及び個別労働関係紛争解決制度の運用状況を取りまとめたので公表します。

取りまとめた内容をふまえ、今後も総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導^{（*4）}及びあっせん^{（*5）}の運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

1 総合労働相談^{（*2）}件数は横ばいで推移

総合労働相談件数 6,516件（前年度比 1.4%増）

2 民事上の個別労働関係紛争相談^{（*3）}件数は「いじめ・嫌がらせ」が最多

総合労働相談件数のうち民事上の個別労働関係紛争相談件数

2,329件（前年度比 21.3%増）

うち、「いじめ・嫌がらせ」を含む件数 525件（前年度比 11.1%増）

3 助言・指導^{（*4）}の申出内容は、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「解雇」が多い

助言・指導申出受付件数 45件（前年度比 21.0%減）

うち、「いじめ・嫌がらせ」10件「労働条件引下げ」8件、「解雇」6件

4 あっせん^{（*5）}の申請の内容は、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「賠償」が多い

あっせん申請件数 23件（前年度比 25.8%減）

うち、「いじめ・嫌がらせ」7件、「労働条件引下げ」4件、「賠償」4件

（*1）総合労働相談コーナーは、福井労働局及び福井・武生・敦賀・大野の各労働基準監督署内に設けられ、労働問題に関するあらゆる相談に対応している。

（*2）「総合労働相談」とは、労働問題に関するあらゆる相談で、法令、制度についての問い合わせや労働基準法などの法令違反に該当する相談なども含む。なお、平成28年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

（*3）「民事上の個別労働関係紛争相談」とは、「総合労働相談」^{（*2）}の相談のうち、労働条件その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との紛争で、法令違反には該当しない民事上のトラブルをいう。

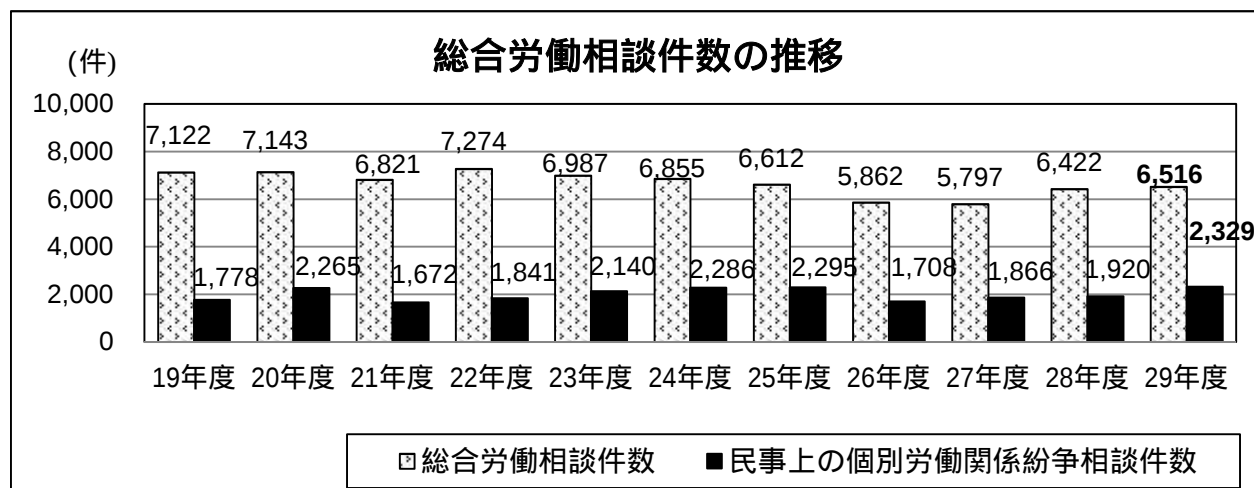
（*4）「助言・指導」とは、「民事上の個別労働関係紛争相談」^{（*3）}について、当事者からの申立てに基づき福井労働局が紛争当事者間の個別労働関係紛争の原因となっている問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が話し合いを行うなど自主的に紛争を解決することを促すもの。

（*5）「あっせん」とは、弁護士、社会保険労務士等の労働問題の専門家により組織された紛争調整委員会の委員のうちから指名されるあっせん委員が、当事者からの申請に基づき紛争当事者双方の主張の要点を確認し、紛争の解決に向けて円満な解決を図るもの。

1 労働相談の受付状況

(1) 総合労働相談件数は横ばいで推移

平成 29 年度に寄せられた総合労働相談は 6,516 件であった。

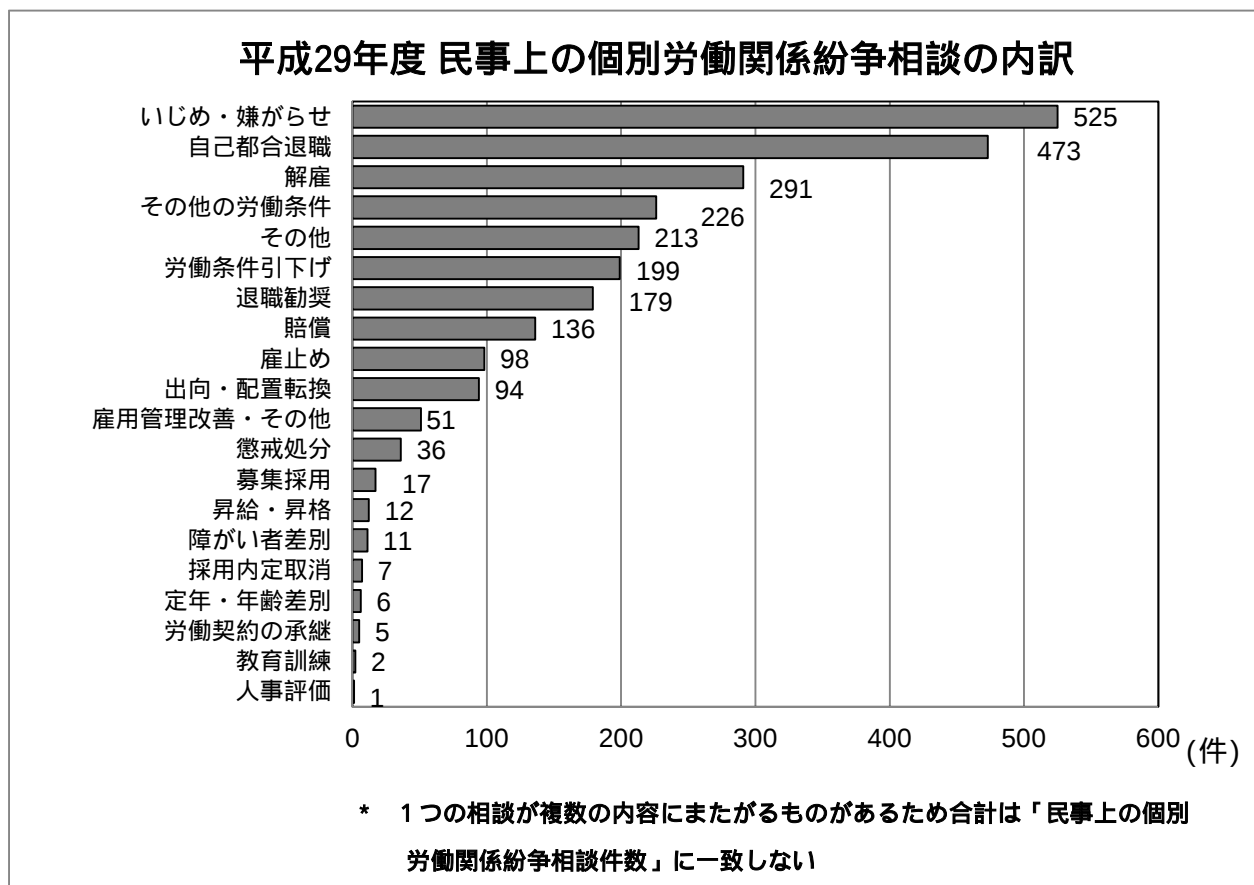


(2) 民事上の個別労働関係紛争相談件数は「いじめ・嫌がらせ」が最多

総合労働相談 6,516 件のうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、退職等の民事上の個別労働関係紛争に関する相談は 2,329 件で前年度と比較して 21.3%の増加が認められた。

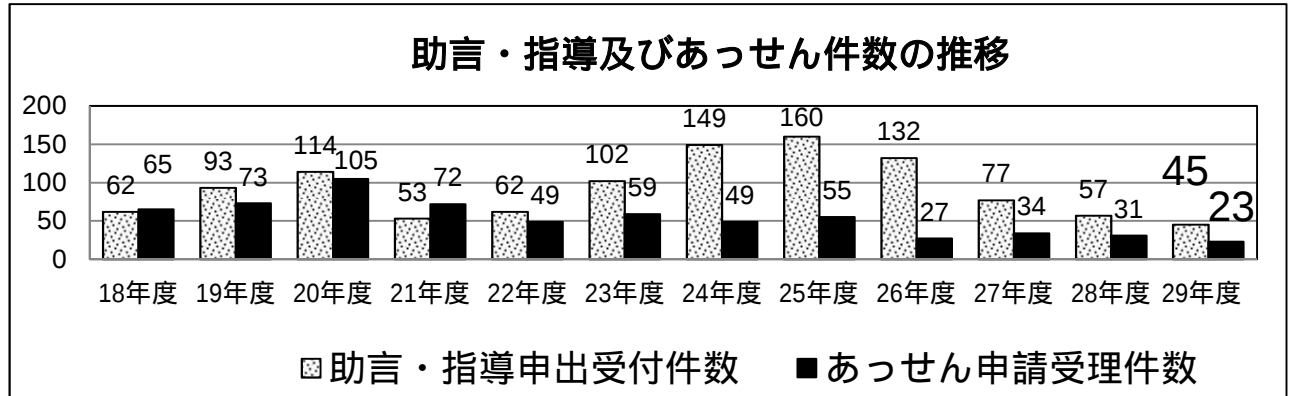
個別労働関係紛争に関する相談は、「いじめ・嫌がらせ」を含む相談が 525 件(22.5%)と最も多く、次いで「自己都合退職」を含む相談 473 件(20.3%)、「解雇」を含む相談 291 件(12.4%)と続いている。

平成 24 年度までは、「解雇」の相談が最も多かったが、平成 25 年度に初めて、「いじめ・嫌がらせ」が最も多くなり、以降、「いじめ・嫌がらせ」を含む相談が民事上の個別労働関係紛争相談件数全体の約 2 割を占める状況が続いている。



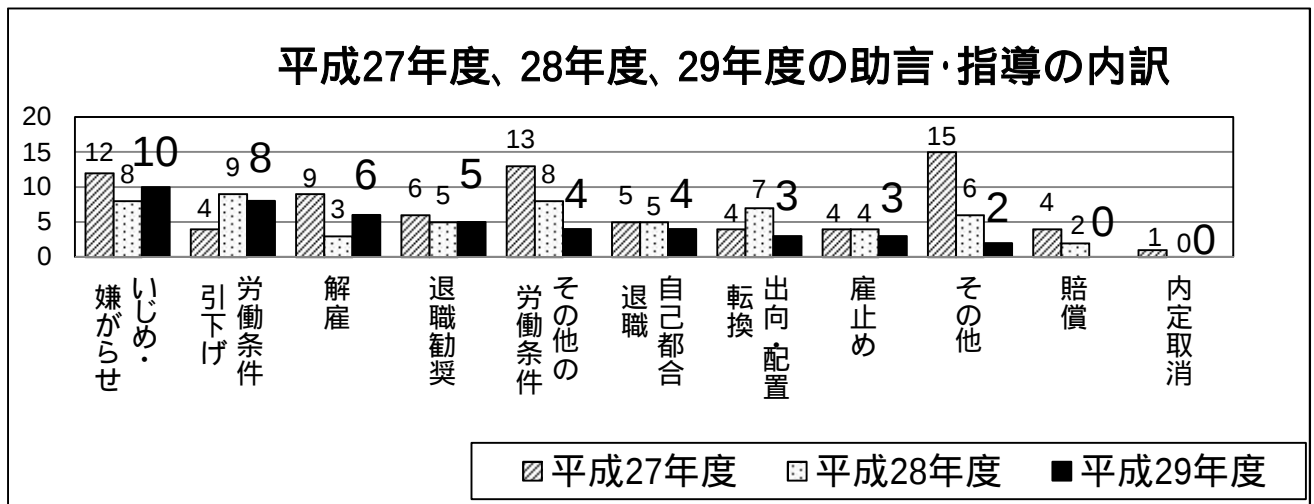
2 助言・指導及びあっせんの状況

平成 29 年度における助言・指導の申出受付は 45 件、あっせん申請受理は 23 件であった。



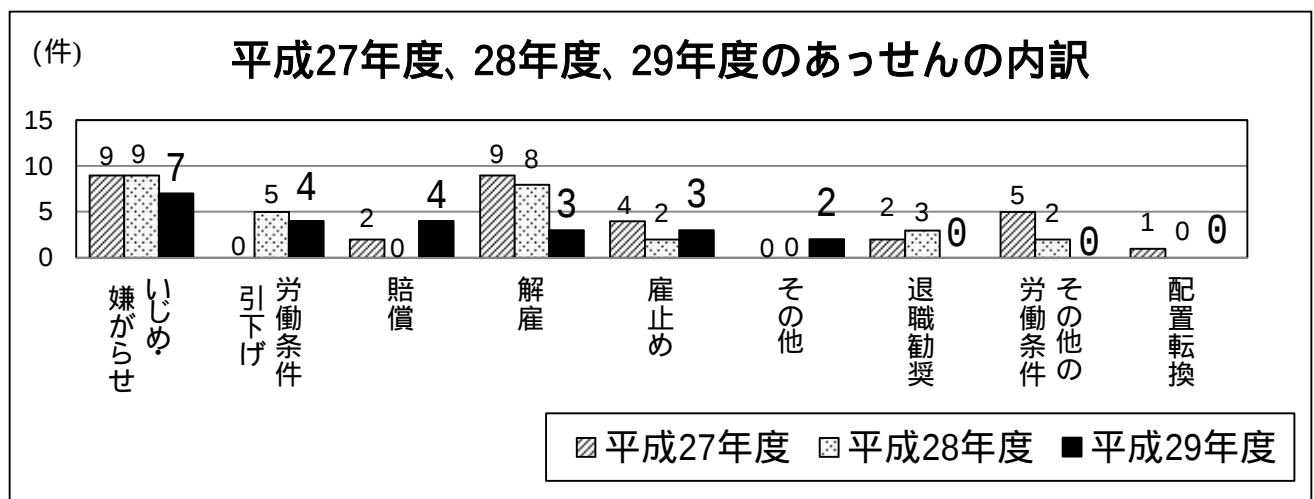
(1) 助言・指導の内容は、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「解雇」が多い

助言・指導の申出 45 件における主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」10 件、「労働条件引下げ」8 件、「解雇」6 件と続いている。



(2) あっせん申請の内容は、「いじめ・嫌がらせ」、「労働条件引下げ」、「賠償」が多い

あっせん申請 23 件における主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」7 件、「労働条件引下げ」4 件、「賠償」4 件と続いている。

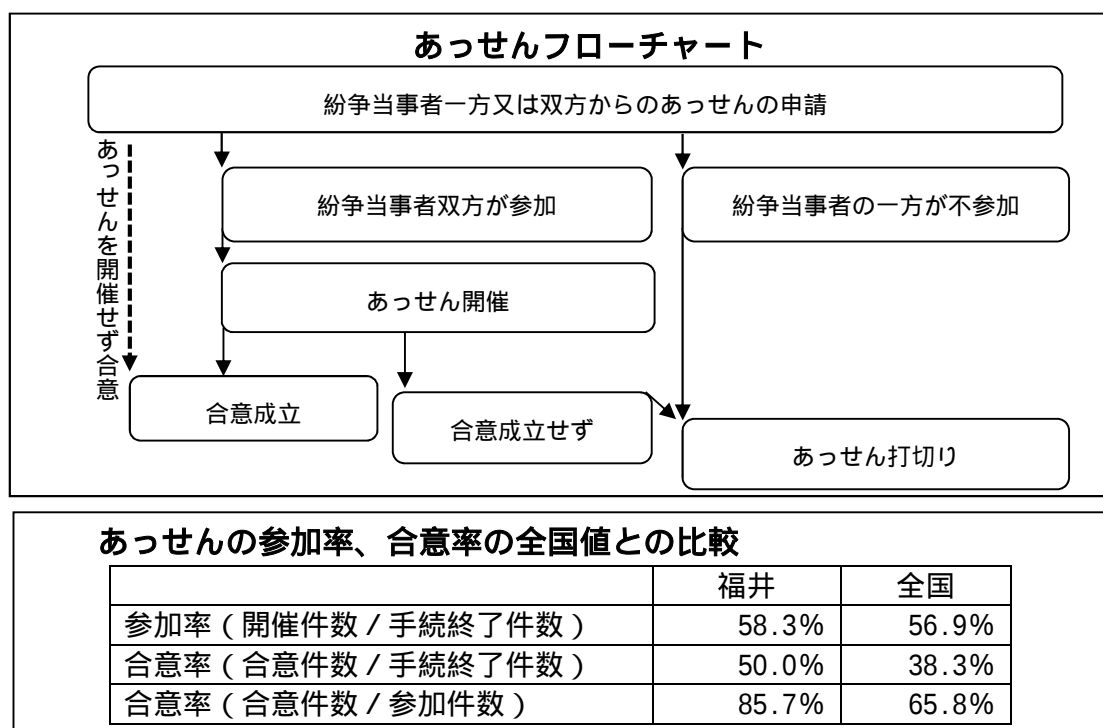


(3) あっせん処理結果は、参加率 58.3%、合意率 85.7 % で合意率は全国と比較して高い
 あっせん申請後、紛争当事者の双方が参加に同意した場合には、あっせんが開催される。
 紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあっせんは打ち切りとなる。(あっせん
 フローチャート参照)

平成 29 年度内に処理したあっせん 24 件の結果について、紛争当事者双方があっせんに参
 加し、あっせんが開催されたものは 14 件 (24 件の 58.3%) であり、そのうち合意成立した
 のは 12 件 (14 件の 85.7%) であった。

なお、平成 29 年度内に処理したあっせん 24 件は、平成 29 年度申請受付の 23 件に平成 28
 年度からの繰り越し 1 件を加え、平成 29 年度中にあっせん処理が終了しなかった 0 件を減
 じた件数である。

合意成立率 (あっせん 24 件数に対する合意成立 12 件の比率 50.0%、参加件数 14 件に対す
 る合意成立 12 件の比率 85.7%) は全国値 (38.3%、65.8%) より高い。



(4) 紛争の解決援助は、迅速な対応に努めています

処理期間について助言・指導は 1 か月以内、あっせんは 2 か月以内を目安としていて、平成
 29 年度に受付した助言・指導 45 件のうち 44 件は 1 か月以内に終了し、平成 29 年度に受理し
 たあっせんについては全てが 2 か月以内に終了した。

今後とも総合労働相談コーナーをご利用ください。

なお、「あかるい職場応援団」のサイト(<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>)では、職
 場のパワーハラスメントに関する情報(「パワーハラスメント対策導入マニュアル」,「動画
 で学ぶパワハラ」等)を提供しています。

【県内総合労働相談コーナー一覧】

- 福井労働局総合労働相談コーナー (福井春山合同庁舎 9 階) ☎0776 (22) 3363
- 福井総合労働相談コーナー (福井労働基準監督署内) ☎0776 (54) 6167
- 敦賀総合労働相談コーナー (敦賀労働基準監督署内) ☎0770 (22) 0745
- 武生総合労働相談コーナー (武生労働基準監督署内) ☎0778 (23) 1440
- 大野総合労働相談コーナー (大野労働基準監督署内) ☎0779 (66) 3838